

## ○指定捜査員の派遣による捜査体制の確立について

令和3年3月24日  
道本刑第4547号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て  
重要事件等発生時における捜査応援体制については、これまで「指定捜査員の派遣による捜査体制の確立について」（平22. 8. 13道本刑第1955号。以下「旧通達」という。）により運用してきたところであるが、この度、必要な見直しを行い、次のとおり指定捜査員の運用要領を定めて令和3年4月1日から実施することとしたので、所属職員に周知徹底し、運用上誤りのないようにしたい。

なお、旧通達は、同日付けで廃止する。

### 記

#### 1 趣旨

重要事件等が発生した場合又は捜査員を大量に動員して集中的な捜査を行う必要がある場合において、警察本部、方面本部及び警察署から応援派遣する捜査員（以下「指定捜査員」という。）の人数をあらかじめ指定して組織的に運用することにより、早期に捜査体制を確立して迅速かつ的確な初動捜査を行うとともに、適正かつ効率的な捜査運営を推進しようとするものである。

#### 2 指定捜査員の運用基準

指定捜査員は、次のいずれかに該当する事件（以下「対象事件」という。）が発生した場合に運用するものとする。

- ア 特別捜査本部又は捜査本部（以下「捜査本部等」という。）を開設すべき事件
- イ 捜査本部等の開設には至らないが、殺人、強盗、強姦、放火等の重要事件
- ウ その他指定捜査員の派遣により、集中的な捜査を行う必要がある事件

#### 3 指定捜査員の種別及び任務

##### (1) 捜査専従指定捜査員

捜査専従指定捜査員は、派遣先の警察署長の指揮下に入り、指示を受けた捜査活動を実施する。

##### (2) 鑑識専従指定捜査員

鑑識専従指定捜査員は、派遣先の警察署長の指揮下に入り、指示を受けた鑑識活動を実施する。

#### 4 指定捜査員の指定

(1) 刑事部長及び各方面本部長（以下「刑事部長等」という。）は、警察本部刑事部各課、各方面本部捜査課及び鑑識課並びに警察署の刑事警察部門（以下「指定所属」という。）ごとに、刑事部長が別に定める指定基準に基づき、指定捜査員の階級及び人数を指定するものとする。

(2) 警察本部機動捜査隊及び各方面本部捜査課機動捜査係並びに釧路方面本部十勝機動警察隊から派遣する指定捜査員については、事件の態様等に応じて、その都度、刑事部長等が必要な人員を指定するものとする。

(3) 警察本部鑑識課機動鑑識班及び各方面本部鑑識課機動鑑識係から派遣する指定捜査員については、事件の態様等に応じて、その都度、刑事部長等が必要な人員を指定す

るものとする。

## 5 派遣の指示及び要請

- (1) 刑事部長等は、指定捜査員の派遣を必要と認めるときは、指定所属の長に対して、指定捜査員の派遣を指示することができるものとする。この場合において、派遣する指定捜査員の人員は、対象事件の規模、態様等を勘案した上で決定するものとする。
- (2) 派遣は、原則として、同一方面管内の指定捜査員を対象とし、他方面の指定捜査員の派遣が必要な場合は、刑事部長が当該方面本部長と協議の上、決定するものとする。
- (3) 警察署長は、対象事件の発生に伴い、指定捜査員の派遣が必要な場合は、刑事部長等に対し、次に掲げる事項を明らかにして、派遣を要請するものとする。

ア 要請の理由

イ 派遣の日時、場所、期間

ウ 必要な人員、指定捜査員の種別

エ 装備資機材の種別及び数量

オ その他必要な事項

- (4) 警察署長は、対象事件の発生に伴い、急速を要し、刑事部長等に指定捜査員の派遣を要請するいとまのないときは、(2)及び(3)の事項にかかわらず、直接、隣接又は近接する警察署（他方面の警察署を含む。）の長に対し、指定捜査員の派遣を要請することができるものとする。この場合において、指定捜査員の派遣を要請した警察署長は、事後、速やかに刑事部長等にその旨を報告しなければならない。
- (5) 指定捜査員の派遣の要請を受けた刑事部長等は、対象事件の規模、態様等を勘案し、派遣の必要があると認めるときは、指定所属の長に必要な数の指定捜査員の派遣を指示することができるものとする。
- (6) 派遣の指示を受けた指定所属の長は、指定捜査員名簿（別記様式）を作成し、刑事部長等に報告するものとする。
- (7) 警察本部刑事企画課長及び各方面本部捜査課長は、指定所属の長が刑事部長等に報告した指定捜査員名簿を集約し、警察本部事件主管課又は派遣先警察署の捜査主任官等に通知するものとする。
- (8) 各方面本部長は、当該方面管内において、指定捜査員の派遣を決定したときは、指定捜査員名簿により、刑事部長に通知するものとする。

## 6 指定捜査員の派遣方法

- (1) 指定所属の長は、刑事部長等から派遣の通知を受け、又は警察署長から直接派遣の要請を受けたときは、速やかに必要な人員を招集し、指定捜査員を派遣するものとする。
- (2) 指定所属の長は、指定捜査員を派遣する際は、次の点に留意するものとする。
  - ア 対象事件の捜査に従事する捜査能力、専門技能等を有し、長期の派遣に支障のない者を派遣すること
  - イ 原則として派遣終了まで捜査員の変更は行わないものとするが、やむを得ず捜査員の変更を必要とする場合は、指定捜査員名簿を作成の上、刑事部長等に報告すること
  - ウ 捜査専従指定捜査員の派遣に際しては、原則として刑事専務登用後1年未満の者

を除くこと

エ 警察署機動鑑識係は、原則として現に勤務中の者を鑑識専従指定捜査員として派遣すること

オ 捜査活動に必要な車両を差し出すとともに、無線機等必要な装備資機材を携行させること

(3) 派遣を命ぜられた指定捜査員は、当該派遣先の警察署長（捜査本部等が開設されている場合は当該捜査本部等の長）の指揮を受けて職務を行うものとする。

#### 7 派遣期間

(1) 捜査専従指定捜査員の派遣期間は、おおむね10日間とする。

なお、派遣先の警察署長は、10日間を超える派遣を必要とするときは、刑事部長等に報告の上、その期間を延長することができる。

(2) 鑑識専従指定捜査員の派遣期間は、警察本部及び方面本部の鑑識課員が警察署に派遣され、当該警察署における鑑識活動の引継が完了するまでの間とする。

#### 8 その他

(1) この通達の実施に関し、必要な細部事項については、刑事部長等が別に定める。

(2) 指定捜査員に関する事務は、警察本部刑事企画課及び方面本部の捜査課で行うものとする。

※ 別記様式省略